特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
29	ひとり親家庭等医療費支給に関する事務 価書	基礎項目評

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は、ひとり親家庭等医療費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和7年10月3日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	ンを取り扱う事務 (1997年) (19				
①事務の名称	ひとり親家庭等支給に関する事務				
②事務の概要	●事務全体の概要 狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例に基づき、対象者の資格管理、支給管理、統計処理を行なっている。 ●住基法及び狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定に従い、特定個人情報を以下 の事務で取り扱う。 ①受給者世帯の住民情報、生活保護関係情報医療保険給付関係情報を照会し、資格確認をする。 ②所得情報、医療保険給付関係情報を照会し、支給額を決定する。 ●Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係るひとり親家庭等医療費の支給に関する事務・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。				
③システムの名称	医療費統合システム、ひとり親家庭等医療費支給管理システム、宛名システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー Public Medical Hub(PMH)				
2. 特定個人情報ファイル	名				
こども医療費台帳ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 および 第19条6号 2.狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の5の項 3.狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第6条 および 第13条				
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	番号法第19条第9号				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	こども支援部 こども支援課				
②所属長の役職名	こども支援課長				
6. 他の評価実施機関					

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 第20-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号電話:04-2953-1111(代表) 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 狭山市 こども支援部 こども支援課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号電話:04-2953-1111(代表) 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した 適用した理由 []適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年10月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	17年10月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書0	D種類			
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書] [は、それぞれ重点]	項目評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネッ	トワークシステムを	を通じた入手を除っ	(.)	
目的外の入手が行われる!J スクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)にセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委	託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報	提供ネットワークシ	ステムを通じた提供	を除く。) [🔿]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接	続	[]接続	しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない							
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、医療費統合システム、宛名システムの支給に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書のうち、保存年限を経過した書類の廃棄						

9. 監査		
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われ 2) 目的を超えた紐付け、 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行っ 6) 情報提供ネットワークシ 7) 情報提供ネットワークシ	事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 不正に使用されるリスクへの対策 定使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) システムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 システムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 システムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	う、アクセス制限を実施している においても、各職員が閲覧等で ており、担当していない業務に	ステムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよる。また、副本登録等に使用する統合宛名システムできる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限し関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行わまる」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3. 評価実施機関における担	こども課長 荒田 雅郎	こども支援課長 昔農 久美子	事後	平成30年4月1日付け人事異 動に伴うもの
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
	I 関連情報 3. 評価実施機関における担	こども支援課長 昔農 久美子	こども支援課長	事後	
市和1年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定保護評価書		基礎項目評価書	事後	項目新設
	Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情		十分である	事後	項目新設
A-101-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15-15	Ⅳ リスク対策3. 特定個人情報の使用		十分である	事後	項目新設
	Ⅳ リスク対策3. 特定個人情報の使用		十分である	事後	項目新設
今和1年5月1日	Ⅳ リスク対策4. 特定個人情報ファイルの		特に力を入れている	事後	項目新設
会和1年5月1日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移		特に力を入れている	事後	項目新設
	Ⅳ リスク対策6. 情報提供ネットワークシス		接続しない(入手)	事後	項目新設
令和1年5月1日	Ⅳ リスク対策6. 情報提供ネットワークシス		接続しない(提供)	事後	項目新設
	Ⅳ リスク対策7. 特定個人情報の保管・消		特に力を入れている	事後	項目新設
	Ⅳ リスク対策 8. 監査		自己点検	事後	項目新設
	IV リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓		特に力を入れている	事後	項目新設
△和9年4月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	ひとり親家庭等医療費支給管理システム、宛 名システム	医療費統合システム、ひとり親家庭等医療費 支給管理システム、宛名システム	事後	こども医療費支給管理事務と の複合化によるシステム移行
令和2年4月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
△和○左4日○○□	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
今和2年0月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
△和2年2日10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
△和4年7月1日	I 関連情報	医療費統合システム、ひとり親家庭等医療費 支給管理システム、宛名システム	医療費統合システム、ひとり親家庭等医療費 支給管理システム、宛名システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	福祉こども部 こども支援課	こども支援部 こども支援課	事後	
令和4年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	狭山市 福祉こども部 こども支援課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番	狭山市 こども支援部 こども支援課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番	事後	
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報	500人以上	500人未満	事後	
令和4年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年8月1日	1. 特定個人ファイルを取り扱	●事務全体の概要 狭山市ひとり親等医療費支給条例に基づき、	●事務全体の概要 狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例に基	事後	字句の修正
令和5年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	判断基準日の変更
令和5年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	判断基準日の変更
令和5年11月16日	I 関連情報	2.狭山市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ		事後	条例の項の繰り下げ及び規 則の条の繰り下げに伴う修
令和6年10月1日	公表日	令和5年11月16日	令和6年11月15日	事後	評価の再実施
令和6年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2	事後	規則改正に伴う根拠法令の 追加
令和6年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	2)実施しない	1)実施する	事後	令和6年12月2日以降、健保険証の新規発行廃止に
令和6年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス		番号法第19条第9号	事後	項目新設
令和6年10月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	評価の再実施
令和6年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	評価の再実施
	Ⅳ リスク対策8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	項目新設
令和6年10月1日	Ⅳ リスク対策8. 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、	事後	項目新設
令和6年10月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報 との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	項目新設
令和6年10月1日	Ⅳ リスク対策11. 最も優先度が高いと考え		医療費統合システム、宛名システムにおいて、 担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能と	事後	項目新設
令和7年10月1日		令和6年11月15日	令和7年10月1日	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	取り扱う事務②事務の概要	●事務全体の概要 狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例に基づき、対象者の資格管理、支給管理、統計処理を行なっている。 ●住基法及び狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給者世帯の住民情報、生活保護関係情報医療保険給付関係情報を照会し、資格確認をする。 ②所得情報、医療保険給付関係情報を照会し、支給額を決定する。	●事務全体の概要 狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例に基づき、対象者の資格管理、支給管理、統計処理を行なっている。 ●住基法及び狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び供い、物質をは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きで	事前	
令和7年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	医療費統合システム、ひとり親家庭等医療費 支給管理システム、宛名システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー	医療費統合システム、ひとり親家庭等医療費支給管理システム、宛名システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー Public Medical Hub(PMH)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	めの番号の利用等に関する法律 第9条第2項 2.狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例 第4条第1項 別表第1の5の項 3.狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に	関する条例 第4条第1項 別表第1の5の項 3.狭山市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ	事前	
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事前	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事前	
	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先にいける不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年10月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	十分である	委託しない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続 目的外入手が行われるリスク への対策は十分か	接続しない(入手)	十分である	事後	
令和7年10月1日	Ⅳ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年10月1日	IV リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓 発 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	